

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第37号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表5の項中「別表第2第3項の表5の項」を「別表第2第3項の表4の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表中6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

別表第2第1項中「掲げる事務」の次に「又は法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同項の表1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)をいう。以下同じ。)であって生活に困窮するものに係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による措置に準じた措置に関する情報(以下「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」という。))」に改め、同表6の項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|-------|--------------------------------|------------------------------|
| 29 市長 | 外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法による保護の | 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であ |
|-------|--------------------------------|------------------------------|

| | |
|--|-------------------------|
| 決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務(別表第3において「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」という。)であって規則で定めるもの | って規則で定めるもの |
| | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |

別表第2第3項の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。